

支 部 長 殿

(一社)長野県宅地建物取引業協会
会 長 朝 倉 平 和

国税庁消費税率引上げに伴う譲渡等の適用税率に関するQ&Aの公表について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会会務運営に際し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月より消費税が引き上げられることに伴い、本年1月末に国税庁より消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&Aが公表されました。

不動産取引関連に係る内容については、「賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等」の取扱いについて記載されております。

つきましては、貴支部会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

○消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A 平成26年1月 国税庁消費税室

○国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/201401qa.pdf>

※協会ホームページの到着情報に掲載しておりますのでご覧ください。